目

二 変更に係る指定施業要件

立木の伐採の方法

変更しない。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

限る。))に定めるところによる。

保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第七百三十八号(二に係るものに 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

山口県知事

村 畄 嗣 政 毎週火・金曜日発行

10月4日 (火曜日)

安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十八年十月四日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

保

山口県告示第三百六号

平成 28 年

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課)ー 救急病院の認定 (医療政策課) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課)

Щ

П

山口県告示第三百五号

ıΣ 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ 次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年十月四日

山口県知事

村 畄

嗣

政

地

光市虹ケ浜二丁目一〇番一号 大字岩田九七四

光市立光総合病院

光市立大和総合病院

認定が効力を有する期限

平成三一、一〇、

市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門

Ξ

兀

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

九五、大字河内字成川一四一四、 で、一六九九の一、字山崎一六九三の一、一六九三の三、一六九三の四、字滝村一六 二、字岩川七三七の一から七三七の九まで、字滝畑一〇四一の一から一〇四一の三ま 字手川七二〇の一、七二〇の二、七二一の一、七二一の二、七二二の一、七二二の 三第五から一三第七まで、字野山一四の一(次の図に示す部分に限る。)、大字切山 下松市大字笠戸島字内野山一三の一(次の図に示す部分に限る。)、一三の四、一 — 四 五

大字上田布施字水落二二一八から二二三三まで、二三三七、二三三八 保安林として指定された目的

熊毛郡田布施町大字下田布施字奈目良一七一の一(次の図に示す部分に限る。)、

土砂の流出の防備

- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による 下松市大字笠戸島字野山一四の一 (次の図に示す部分に限る。)

熊毛郡田布施町大字下田布施字奈目良一七一の一 (次の図に示す部分に限

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- 3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第三百七号

報

路の区域を変更する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十八年十月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十八年十月四日

村 岡 嗣

政

山口県知事

路 道路の区域 線 名 四九一号

道路の種類

一般国道

Щ

	三四・〇	最次一六・六	新	まで「日三六」の四地先
	回・0	最次一九・八	旧	五五の一
備考	(メートル) 延 長	(メートル)敷地の幅員	旧新別	区間

(四〇一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、

次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出は、平成二十八年十月四日から平成二十九年二月六日までの間、 山口県商工

労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村 畄 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 アルク中関店

防府市大字田島一四九七の二

= 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸久

所

防府市大字江泊一九三六 田中 代表者の氏名 康男

Ξ 変更に係る事項の概要

名名者の代表業を活の氏行に 変更に係る事項 株式会社オカノベーカリー 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 岡野 社町食品産業株式会 変 吉純 更 前 宇野 カリー 株式会社オカノベー 変 和仁 更 後

届出年月日

兀

平成二十八年九月二十一日

五 変更年月日

平成二十六年十二月一日

(**四〇二)** 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

当該届出は、平成二十八年十月四日から平成二十九年二月六日までの間、 山口県商工

労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村 畄 嗣 政

묵

所在地

周南市花畠町一二七の アルク徳山中央店 大規模小売店舗の名称及び所在地

社局南システム産業株式会 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

周南市江口一丁目一番 二号 所

代表者の氏名

Ξ

変更に係る事項の概要

変更に係る事項

業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売

変

更

前

変

更

後

株式会社オカノベーカリー

社 岡野食品産業株式会

カリー 株式会社オカノベー

岡野

吉純

宇野

和仁

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

田中

康男

高橋 康之

名 者の代表業を行 大規模小売店舗 の代表業を行 の氏行に

変更に係る事項の概要

(定期)

名の代表者の氏おりて小売業を行大規模小売店舗に	称るの氏名又は名おれて小売業を行大規模小売店舗に	変更に係る事項
<i>'</i> /	株式会社オカノベー カリー	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
岡野	社岡野	变
吉純	食品産業株	更
	株式会	前
宇野	カ株リ式	変
和仁	一会社オカ	更
	ノベー	後

兀 届出年月日

平成二十八年九月二十一日

変更年月日

五

平成二十六年十二月一日

П

(四〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

Щ

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出は、平成二十八年十月四日から平成二十九年二月六日までの間、 山口県商工

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、

労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名

所 代表者の氏名

> 兀 届出年月日

平成二十八年九月二十一日

五 変更年月日

平成二十六年十二月一日

(四〇四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

府市から意見を聴きました。 二十八年五月十三日山口県公告 (二〇六) に係る大規模小売店舗について次のとおり防 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十八年十月四日から同年十一月四日までの間、 山口県商工労働部

平成二十八年十月四日

次の

山口県知事 村 畄 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

称

所在地 防府市沖今宿一丁目二一番二二号

ホームプラザナフコ牟礼店

意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項及び街並みづくり等に

ついて配慮を求める。

(四〇五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

П

関市から意見を聴きました。二十八年五月二十日山口県公告(二〇七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下

商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十八年十月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部

平成二十八年十月四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ 称 スーパードラッグコスモス下関大和店

所在地
下関市大和町二丁目一四の二

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四〇六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

国市から意見を聴きました。 二十八年五月二十日山口県公告 (二〇八) に係る大規模小売店舗について次のとおり岩大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。当該意見は、平成二十八年十月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部

平成二十八年十月四日

Щ

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス周東店

所在地 岩国市周東町下久原上市上六〇三の三

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

格及び手続等(四〇七)山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資

令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政山口県労働委員会の第四十六期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必

平成二十八年十月四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一推薦者の資格

- 要な部分となっている使用者団体でなければならない。組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主)使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに
- れたものでなければならない。
 労働組合であって、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明さ織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条に規定する労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組
- 被推薦者の資格

に該当する者は、委員となることができない。 委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれか

- るまでの者 (禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくな)
- 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

推薦手続

() 推薦書及び添付書類

1。いて、労働組合にあっては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならないて、労働組合にあっては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。この場合にお式)にその候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書(別記様を員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書(別記様

二書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

平成二十八年十月十四日 (金曜日) から同年十二月十六日 (金曜日) まで

- 五 労働委員会への資格審査申請
- む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。 これを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあっては支部の関係書類を含例 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあっては
- 労働組合資格審査申請書
- 組合規約及びこれに準ずる諸規程

2

- 3 労働協約、覚書その他附属協定
- 4 組合役員名簿

- 職制機構図
- 組合の予算書又は決算書 大会議案書
- その他必要と認められる立証資料
- 労働組合であっても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければな 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された

六 その他 不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課 (電

話○八三-九三三−三二一○)に、五については山口県労働委員会事務局 (電話○八

資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

三-九三三-四四四四)に照会すること。

推

薦

#

併

田

Ш

推薦者 主たる事務所 の所在地

山口県知事

燕

冭

代表者氏名

(11)

労働委員会の使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。 労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、山口県

쀤

添付書類	加盟上部団体の名称	所属団体の構成員数	所属団体における地位	所属団体の主たる事務所の所 在地及び名称	生 年 月 日	用
					年	
					Э	
					Ш	

- 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書
- 労働組合が推薦しようとする場合にあっては、山口県労働委員会の資格証明書
- て記入すること。 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、 候補者の属する全ての所属団体につい

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成二十八年十月四日発行平成二十八年十月四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁